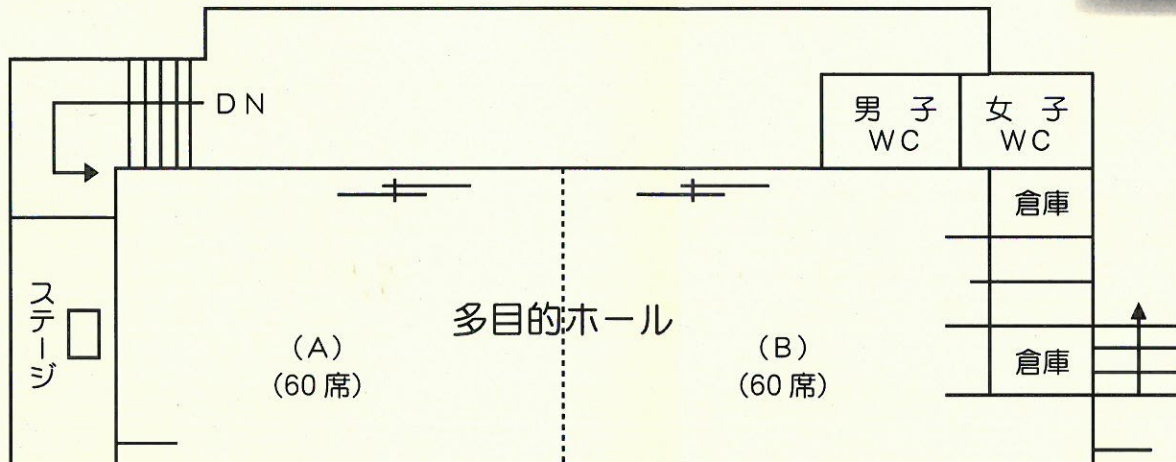
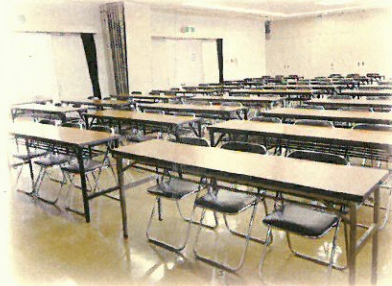


会館のご案内

岐阜市勤労会館の概要

この会館は、岐阜市が働く人たちの福祉施設として設置したもので、勤労者はもとより、広く一般市民の皆さんの福祉増進と教養文化の向上の場としてご利用いただくものです。

2006年4月1日から、指定管理者制度が導入され、岐阜地区労働組合協議会（略称：岐阜地区労）が、全館の使用許可をはじめ、施設運営・管理を受託しています。
お気軽に事務所へお申し込み下さい。



●使用の制限

◎次の場合は使用を許可しません。

1. 公益を害し善良な風俗を乱すおそれがあるとき。
2. 施設・設備を損傷するおそれがあるとき。
3. 管理上、支障があると認められたとき。

●湯茶のサービス

◎会議・集会などでお茶が必要なときは、湯沸室（1階）をご利用ください。
使用後は、利用者で湯のみ、お盆などをきれいに洗い、所定のところへもどしてください。

●会館の内容

区分	階	収容人員	使用用途
多目的ホール	2	120	集会・講演会・研修会等
	A	60	集会・講演会・研修会等
	B	60	集会・講演会・研修会等

●開館時間

午前9時から午後9時まで（使用時時間厳守）

●休館日

①毎週月曜日

（ただし月曜が国民の祝日にあたるときはその翌日）

②年末年始

（12月29日から1月3日まで）

③その他、都合により臨時に休館する場合があります。

●申し込みと許可

◎この会館を使用する方は、使用される日の3日前までに、所定の申込書に記入のうえ、使用料をそえて申し込みください。

◎使用当日は、必ず申込書を事務室にお示しください。

◎使用を取り消すときは、使用日の前日までに取り消しの手続きを行ってください。

◎受付は、休館日を除き午前9時から午後5時まで、岐阜市勤労会館事務室で行っています。原則、電話・口頭での予約受付はいたしません。

●料 金

※平成26年4月1日改定

	9:00~12:00	12:00~17:00	17:00~21:00
多目的ホール	820円	1,020円	1,020円
分割使用(A)	410円	510円	510円
分割使用(B)	410円	510円	510円

●備 考

- ・冷暖房器具（装置）を使用するときは、上記使用料の20%の額を加算します。
- ・備品（音響装置等）の使用は無料です。
- ・使用料は、前納とし、既納分は特別の場合を除き還付しません。
- ・料金は、平日、土日祝日ともに同一料金です。
- ・省エネにご協力をお願いします。
- ・会館使用中の事故については、会館の責に帰するものを除き一切その責任を負いません。
- ・全館禁煙となっています。

●設置備品

- ・ワイヤレスマイク
- ・プロジェクター
- ・スクリーン

●お問い合わせ●

◆岐阜市勤労会館（指定管理者事務室）

TEL 058-245-8901

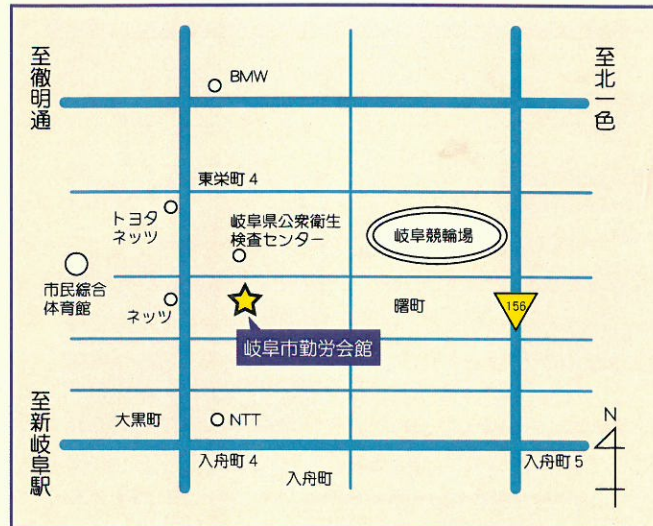
FAX 058-248-2144

〔住所〕 岐阜市曙町4丁目19番地の1

会館のご案内

2F 多目的ホール

1F 岐阜地区労事務室 フォーラム岐阜事務室



交通のご案内

名鉄岐阜駅より 3.2km

【岐阜バス】八幡線・関東山線・大洞緑ヶ丘線・大洞諏訪山線・水海道線・県立岐阜病院線「岐阜日産前」下車 徒歩約10分

【名鉄電車】各務原線「田神駅」下車 徒歩約15分

※専用駐車場（6台）、なお競輪場駐車場が利用できるよう別途手配します。

岐阜市勤労会館

指定管理者 岐阜地区労働組合協議会

岐阜市勤労会館

